

静岡県立大学グローバル地域センター規則

平成 24 年 4 月 1 日 規則第 59 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 7 条の 4 の規定に基づき、静岡県立大学グローバル地域センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、静岡県が抱える地域の課題について、グローバルな視点で調査研究を行うとともに、その成果を地域及び世界に対して情報発信することにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) アジア・太平洋（政治・経済・社会）に関する調査研究
- (2) 危機管理に関する調査研究
- (3) 自然災害に関する調査研究
- (4) 懇話会の運営
- (5) 調査研究成果の情報発信及び広報活動に関すること
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター事務職員
- (5) その他学長が必要と認める者

(センター長)

第 5 条 センター長は、静岡県立大学（以下「本学」という。）の職員の中から、学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、任期の途中でセンター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、学長がセンター長の意見を聴いて、本学の職員の中から選考し、理事長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理

由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、センター長の任期の終期を超えることはできない。

4 副センター長は、再任されることができる。

5 任期の途中で副センター長の交代のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、本学の特任教員をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、学長が必要と認める本学の教員(特任教員を除く。)を、センター研究員に任命することができる。

3 センター研究員は、第3条各号に掲げる業務に従事する。

(センター事務職員)

第8条 センター事務職員は、事務局広報・企画室の職員をもって充て、センターの運営に関する業務に従事する。

(運営委員会)

第9条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(ガバナンス会議)

第10条 センターのあり方や事業活動について、外部からの助言及び評価を受けるために、行政、他大学、事業者、地域社会などの外部有識者で構成するガバナンス会議を置くことができる。

2 ガバナンス会議に関する事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。